

建築物における電気設備の浸水対策に関するガイドライン 骨子案

はじめに

- ・令和元年 10 月の台風第 19 号による高層マンション等の浸水被害をきっかけとした、ガイドラインの策定に至る背景について記載。

1. 本ガイドラインの目的

- ・建築物の電気設備が浸水することにより、建築物の機能継続に支障をきたす状況の防止を図る観点から、新築建築物の企画・設計段階における浸水対策の検討又は既存建築物における浸水対策の現状確認や対策の検討にあたっての参考情報を広く提供すること。

2. 想定する被害状況

(1) 想定する災害

- ・規模の大きい内水氾濫等の洪水等により建築物の電気設備が浸水し、停電が長時間継続することによりライフラインが使用不能となり、建築物の機能継続に支障をきたす状況を想定。

(2) 想定浸水深の設定

- ・新築建築物の企画・設計又は既存建築物の管理・運営を行う者が、建築物の計画地又は現に存する場所における洪水等による浸水の危険性の把握（ハザードマップにおける最大浸水深、過去の浸水歴及び周辺の地形の確認等）を行った上で、建築物の重要度及び機能継続の必要性等を勘案し、設定するものとする。

3. 活用が想定される建築物

(1) 用途

- ・共同住宅、事務所等を広く対象とする。

(2) 規模

- ・高圧で電力供給され、高圧受電設備の設置が必要となる中高層の建築物。
- ・高圧受電設備が必要とされない中低層の建築物においても、本ガイドラインを参考とすることにより、洪水等が発生した場合の居住継続、使用継続を図ることが考えられる。

4. 関係者の役割

- ・建築主、設計者・施工者、所有者・管理者、電気事業者 等

5. 浸水対策（参考資料2参照）

（1）基本的な考え方

- ・電気設備等が浸水するリスクを最大限に低減させるためには、電気設備等を浸水のおそれが少ない場所へ配置することが望ましい。
- ・これが困難な場合は、建築物又は電気設備等に浸水するリスクを低減するため、想定される主な浸水ルートへの対策が必要。
- ・浸水対策を講じても電気設備等の浸水を防止することが明らかに困難である場合は、計画地の変更、又は、管理・運営段階においては講じ得る浸水対策を実施した上で、早期復旧に向けた取組について検討することが望ましい。

（2）具体的な浸水防止の取組（浸水リスクを低減するための対策）

①電気設備等の配置

→電気設備等の浸水のおそれが少ない場所への配置 等

②建築物への浸水を防ぐ対策（水防ラインの設定等）

➤ 建築物に対する主な浸水ルートと浸水対策

○建築物の出入口等

→土嚢、止水板の設置、マウンドアップ 等

○換気口等の開口部

→開口部の高い位置への設置、からぼりの嵩上げ 等

○雨水貯留槽等の排水設備

→排水設備からの逆流防止措置、雨水貯留槽からの浸水防止措置 等

③電気設備等への浸水を想定した対策

➤ 電気設備等に対する主な浸水ルートと浸水対策

○電気室の出入口等の開口部

→防水区画の形成 等

（水密扉の設置、配管の貫通部や電線の引込み口の防水・止水処理）

※浸水を防げない場合

→電動ポンプ等に対するカバー等の水没防止措置、重要設備の嵩上げ 等

④浸水量の低減

→雨水貯留槽の設置

（3）既存建築物の改修の留意点

- ・電気設備等の浸水のおそれが少ない場所への配置や建築物の出入口のマウンドアップ等の対策を事後的に講じることが困難である場合は、止水板等の設置による対策が必要。

（4）浸水した場合の早期復旧に向けた取組

- ・建築物の所有者と電気主任技術者は、関係機関（電力会社、工事会社等）との仮復旧に備えた検討（仮設キュービクルの設置等）を行っておく必要がある。

事例集

- ・浸水対策の取組事例を掲載。